

●香川県告示第205号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	福田漁港	福田漁港（ 福田北地区） 海岸	<p>1 指定場所 小豆郡小豆島町福田字竿ヶ原乙1200番2地先から小豆郡小豆島町福田字森滝乙94番10地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点18までを順次に結んだ線、基点18と補助点1とを結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 K瀬2森庄 （北緯34度32分30.7158秒、東経134度20分40.7222秒） 基点1 基準点から7度08分、461.6メートルの地点 基点2 基点1から258度18分、40.7メートルの地点 基点3 基点2から262度15分、51.4メートルの地点 基点4 基点3から243度08分、42.3メートルの地点 基点5 基点4から225度03分、53.1メートルの地点 基点6 基点5から201度03分、40.9メートルの地点 基点7 基点6から189度50分、43.2メートルの地点 基点8 基点7から171度44分、144.6メートルの地点 基点9 基点8から170度34分、55.9メートルの地点 基点10 基点9から162度49分、37.2メートルの地点 基点11 基点10から158度32分、174.8メートルの地点 基点12 基点11から154度19分、40.6メートルの地点 基点13 基点12から143度14分、25.4メートルの地点 基点14 基点13から133度50分、26.9メートルの地点 基点15 基点14から124度05分、30.3メートルの地点 基点16 基点15から114度22分、26.7メートルの地点 基点17 基点16から110度39分、64.9メートルの地点 基点18 基点17から345度45分、47.5メートルの地点 補助点1 基点18から53度19分、180.0メートルの地点</p>